

**広島県介護員養成研修  
(介護職員初任者研修)**

**事業実施要綱**

**(平成26年12月1日施行)**

**広 島 県**

# 広島県介護員養成研修（介護職員初任者研修）事業実施要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第3条第1項第2号の規定による介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定及び介護員養成研修（介護職員初任者研修）の指定並びに事業者が実施すべき研修の内容等について、「介護保険法施行規則」（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）、「介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成24年厚生労働省告示第71号。以下「告示」という。）、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日付け老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）、「広島県手数料条例」（平成12年広島県条例第5号。以下「条例」という。）及び「介護保険法施行細則」（平成12年広島県規則第90号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## （研修の目的）

第2条 介護職員初任者研修（以下「初任者研修」という。）は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを習得させ、基本的な介護業務を行うことができるようすることを目的とする。

## （事業者の指定申請）

第3条 事業者の指定を受けようとする者は、広島県介護員養成研修（介護職員初任者研修）事業実施要領（平成24年12月1日施行。以下「要領」という。）第2の1に定める提出期限までに、要領第2の2の(1)に定める「介護員養成研修事業者指定申請書(兼)初回研修指定申請書」（様式第1号）に、関係書類を添えて、広島県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

## （事業者の指定）

第4条 知事は、事業者の指定申請を行った者が次に掲げるすべての要件を満たすときは、令第3条第1項第2号に規定する事業者として指定する。

- (1) 法人であること。ただし、次のアからウまでのすべての条件を満たす団体は、法人に準じて取り扱う。
  - ア 代表者を定め、団体の組織運営に関する責任関係を文書によって定めていること。
  - イ 法人に準じた会計処理を適切に実施していること。
  - ウ 保健又は福祉事業に関し、3年以上の継続した活動実績を有すること。
- (2) 広島県内に主たる事業所を有していること。ただし、広島県内に従たる事業所を有し、当該事業所が主たる事業所から独立して県内での研修事業を実施できると認められる場合は、この限りではない。
- (3) 初任者研修を適正かつ円滑に実施するために必要な人員、施設等の事務的能力及び安定的な運営に必要な財政基盤を有すること。
- (4) 要領別表2に定める内容等に沿って、年1回以上の研修を実施できる体制を整えていること。

2 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の指定を行わない。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）又は令第35条の2に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 第18条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 他の都道府県知事により事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (4) 知事又は他の都道府県知事（指定都市市長を含む。）により、アからウまでに掲げる事業者又は研修の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。  
ア 「難病特別対策推進事業について」（平成10年4月9日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第7の4の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者  
イ 「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「事業者基準」という。）第1条第3号から第7号までに掲げる研修を実施する者として、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた居宅介護職員初任者研修等事業者  
ウ 「事業者基準第1条第13号の規定により、この基準による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧事業者基準」という。）第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、旧事業者基準第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修又は旧従業者基準第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当する研修を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者
- (5) 介護保険法に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (6) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）又は改正前の「障害者自立支援法」（平成17年法律第123号）に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (7) 第2号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、介護員養成研修（初任者研修等）又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

(9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けなくなるまでの者

イ 第1号に該当する者

ウ 第2号から第6号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となつた事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

エ 第7号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者

3 知事は、申請の内容が適当でないと認めるときは、相当の期間を定めて申請の補正を求め、又は理由を付して申請を却下することができる。

（研修の指定申請）

第5条 事業者の指定後に実施する第1回目の初任者研修（以下「初回研修」という。）の指定を受けようとする者は、第3条に定める事業者の指定申請をもって初回研修の指定申請を行ったものとみなす。

2 事業者の指定後に実施する第2回目以降の初任者研修の指定を受けようとする者は、要領第2の1に定める提出期限までに、要領第2の2の(2)に定める「介護員養成研修指定申請書(兼)研修事業者指定変更届出書」（様式第2号）に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 初任者研修の指定申請は、1回の研修を単位とし、講義の方法（通信又は通学）を選択して行うものとする。

4 第1項又は第2項に定める研修の指定申請を行う者（以下「研修指定申請者」という。）は、条例第2条の規定に基づき、介護員養成研修指定申請手数料を納付しなければならない。

（研修の指定）

第6条 知事は、研修指定申請者の計画する研修が次に掲げるすべての要件を満たすときは、令第3条第1項第2号に定める研修として指定する。

(1) 研修を実施するために配置又は整備する人員又は施設等が、要領第3の1（人員、施設等の配置）に定める基準を満たしていること。

(2) 研修科目及び研修時間が、要領別表1のとおり確保され、かつ、要領別表1に定める研修時間とは別に、筆記試験による修了評価の時間がおおむね1時間以上確保されていること。

(3) 研修の運営及び実施内容が、要領第3の2（研修内容）及び第4（研修の実施に当たって遵守すべき事項）で定める基準や手続きに従っていること。

(4) 受講者の定員が40名以内であること。

(5) 受講者の定員が20名を超える場合は、「生活支援技術」の演習を担当する講師が2名以上であること。

(6) 学則、日程表、カリキュラム(兼)講師一覧表、実習施設一覧表、その他要領で定める書類を作成していること。

(7) 研修事業の収支を、区分して経理していること。

2 第4条第2項及び同条第3項の規定は、前項の指定について準用する。

(研修の修了期限等)

第7条 初任者研修の修了期限は、研修の開始日から8か月間（事業者が、受講者のために8か月を超える修了期限を設ける必要があると認める場合は、1年6か月の範囲内で学則によって定めることができる。）とする。なお、研修の修了期限を経過した時点で初任者研修を修了していない受講者は、当該研修に関する権利を失う。

2 修了期限は、筆記試験による修了評価の日から30日以上が経過した日としなければならない。

3 事業者は、第1項の修了期限の範囲内で、研修を実施する期間（以下「研修実施期間」という。）を定め、学則に記載しなければならない。

(研修の科目及び時間数)

第8条 初任者研修において事業者が実施しなければならない科目及び時間数は、要領別表1に定めるとおりとする。

2 講義は通信の方法によって行うことができるものとする。事業者が通信形式によって実施できる各科目の講義時間数は要領別表1に定めるとおりとする。

(研修科目の免除)

第9条 事業者は、研修を受講しようとする者（以下「受講予定者」という。）の資格又は実務経験により、要領第6（科目免除に関する事項）に定める研修科目及び研修時間を免除できる。

2 事業者は、第1項の規定により、研修科目及び研修時間を免除する場合においては、受講予定者が免除要件を満たしているか否かを、研修開始日までに確認しなければならない。

(修了評価)

第10条 事業者は、要領第7（修了認定に関する事項）に定める評価基準及び評価方法に従つて、受講者の知識及び技術の習得度を厳正に評価し、研修を修了する者の質の確保を図らなければならない。

2 事業者は、研修実施期間内において、要領第5（補習に関する事項）に定めるところにより、やむを得ない理由による欠席者及び修了評価の認定基準に達しなかった者に対する補習を誠実に実施し、認定基準に達するまで再評価を行うよう努めなければならない。

(修了証明書等の交付等)

第11条 事業者は、初任者研修を修了したと認定した者（以下「研修修了者」という。）に対して、要領第2の2の(7)に定める修了証明書及び携帯用修了証明書（以下「修了証明書等」という。）を遅滞なく交付しなければならない。

2 事業者は、研修修了者から、盜難、紛失、滅失、毀損及び記載内容の変更（以下「盗難等」という。）による修了証明書等の再交付を求められた場合は、速やかに再交付しなければならない。なお、事業者は、記載内容の変更により修了証明書等を書き換えた場合は、要領第2の2の(6)に定める介護員養成研修修了者名簿を、紙又は電磁的記録媒体によって、速やかに知事に提出しなければならない。

3 知事は、研修修了者について、事業者、指定研修番号、修了証明書番号、修了年月日、修了研修課程、修了者の氏名、生年月日、住所を記載した修了者名簿を作成し、管理する。

4 知事は、研修を行った事業者が法人の解散等によって第2項の再交付を行えなくなったと認める時は、当該事業者が実施した研修の研修修了者からの申請により、修了証明書等を再交付する。

(事業者及び研修の変更の届出)

第12条 事業者は、事業者又は研修に関する申請内容を変更しようとする場合は、要領第2の2の(3)に定める日までに、「介護員養成研修事業者・研修指定変更届出書」(様式第3号)に、関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たな研修の実施に伴い事業者指定の内容に変更が生じる場合は、第5条第2項に定める「介護員養成研修指定申請書(兼)研修事業者指定変更届出書」(様式第2号)の提出をもって、変更の届出が行われたものとみなす。

(研修の中止の届出)

第13条 事業者は、指定を受けた研修を中止しようとする場合は、要領第2の2の(4)に定める日までに、「介護員養成研修中止届出書」(様式第5号)を、知事に提出しなければならない。

(事業の廃止の届出)

第14条 事業者は、2年を超えて研修を実施しない(以下「事業の廃止」という。)こととした場合は、事業を廃止した日から10日以内に、要領第2の2の(5)に定める「介護員養成研修事業廃止届出書」(様式第4号、以下「事業廃止届出書」という。)に、関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、2年を超えて研修を実施していないにもかかわらず、「事業廃止届出書」を提出していない事業者は、事業を廃止したものとみなす。

3 事業を廃止した事業者は、知事が第11条第4項に該当すると認める場合を除き、引き続き、第11条第2項の業務(修了証明書等の再交付及び記載内容の変更による知事への報告)を継続して実施しなければならない。

(事業報告)

第15条 事業者は、研修実施期間の終了する日の属する年度の終了後2か月以内に、要領第2の2(6)に定める「介護員養成研修事業報告書」(様式第6号)に、関係書類を添付して、知事に報告しなければならない。

(調査の実施)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは資料の徵取、出頭の命令、関係者への質問又は事業所への立入により、研修に関する書類、設備、教材等を調査することができる。

(指定要件の遵守勧告等)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置の実施を勧告することができる。

- (1) 事業者が、正当な理由がなく、この要綱の定める義務に従わなかったとき。
- (2) 事業者が、第4条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 事業者が、正当な理由がなく、第11条第1項及び第2項の規定による修了証明書等を当

該研修修了者に交付しなかったとき。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく、期限内において勧告に従わなかったときは、その旨を公表するとともに、期限を定めて勧告に従うべきことを命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公表する。  
(指定の取消し等)

第18条 知事は、次の各号に該当する場合若しくは事業者が前条第3項の命令に従わない場合は、令第3条第3項に基づき事業者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定取消等」という。）ができる。

- (1) 事業者又はその代表者が、第4条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第3条（事業者の指定申請）、第5条（研修の指定申請）、第11条（修了証明書等の交付等）、第12条（事業者及び研修の変更の届出）、第13条（研修の中止の届出）、第14条（事業の廃止の届出）及び第15条（事業報告）の規定に基づき事業者が県に提出する書類の内容に虚偽があったとき。
- (3) 事業者が、虚偽若しくは偽造の修了証明書を研修受講者若しくはその他の者に交付し、又は虚偽若しくは偽造の科目履修証明書を研修受講者若しくはその他の者に交付したとき。
- (4) 前各号に定める場合のほか、事業者が、研修事業に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(聴聞の機会)

第19条 知事は、第4条第1項（事業者の指定）又は第6条第1項（研修の指定）に定める指定を行わない場合又は前条に定める指定取消等を行う場合は、当該事業者に対し、弁明の機会を与えるための聴聞を行う。

(個人情報の保護)

第20条 事業者は、事業の実施に当たって知り得た研修受講者に係る個人情報を厳重に管理し、他に漏らしてはならない。

- 2 事業者は、研修受講者が研修の受講に当たって知り得た個人情報の保護について、受講者を指導しなければならない。

(関係書類の保存)

第21条 事業者は、事業の実施にかかる関係書類を整え、事業の終了する年度の最後の日から5年間保存しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、修了者の名簿は永久に保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については要領に定める。

- 2 従前の要綱の規定に基づき、訪問介護員の1級課程、2級課程及び介護職員基礎課程の研修を修了した者並びに実務者研修を修了した者並びに看護師、准看護師、保健師、助産師の資格を有する者であって、訪問介護事業に従事する者は、この要綱に定める介護職員初任者研修の修了の要件を満たしているものとして取り扱う。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年12月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 広島県介護員養成研修事業実施要綱（平成23年3月24日施行。以下「旧要綱」という。）は、平成25年4月1日をもって廃止する。

### (経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、第3条及び第5条第1項の規定による申請を行おうとする事業者は、平成25年1月15日から申請書を知事に提出することができるものとする。また、平成25年3月31日以前に開始する研修は、旧要綱の規定に基づき実施するものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、知事は、従前に実施された訪問介護員1級、2級及び3級課程並びに介護職員基礎課程にかかる研修修了者の名簿管理及び証明書の再交付を引き続き実施するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。